

○酒田市地域材利活用普及事業補助金交付要綱

(平成 19 年 4 月 1 日告示第 106 号)

改正 平成 20 年 4 月 28 日告示第 202 号平成 21 年 3 月 16 日告示第 56 号

平成 22 年 3 月 24 日告示第 100 号平成 25 年 3 月 27 日告示第 116 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民が市内の施工業者によって地域材による住宅等の新築、改良又は改善工事を行う経費の一部を補助する酒田市地域材利活用普及事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 居住の用に供する家屋及びにその付属建築物等をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅の部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等(以下「非個人住宅」という。)の部分があり、かつ、個人住宅の部分と非個人住宅の部分が界壁で区画されていない住宅をいう。
- (4) 併存住宅 建築物に個人住宅の部分及び非個人住宅の部分があり、かつ、それらが界床、界壁等で区画されている住宅をいう。
- (5) 市内施工業者 市内に住所及び事務所を有する者で工事を行うものをいう。
- (6) 地域材 市内の山林から伐採し、かつ、加工された木材製品をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住宅等を所有する者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象工事)

第 4 条 補助の対象となる工事は、新築工事、増改築工事、修繕工事、耐震工事及び模様替えその他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良とする。
2 前項の規定にかかわらず、さかたの家づくり利子補給金交付要綱(平成 19 年告示第 105 号)に基づき、利子補給金の交付を受けている工事に該当する場合は、この制度による補助の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、市民が市内施工業者によって住宅等の工事を行う場合に、地域材の材料購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)で、10万円を限度とし、予算の範囲内において市長が決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域材利活用普及事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地域材材料代の見積書
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を受理し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付して通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 交付申請書の内容を変更又は中止しようとする者は、補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の変更等申請書を受理し、内容が適当と認めたときは、補助金計画変更(中止・廃止)承認通知書により、通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(地域材使用報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、工事着手後、地域材の使用を外部から確認できる状態になったとき、工事の完了前に地域材使用報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 産地証明書等地域材の確認ができる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(確認検査)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは速やかに確認検査を行う。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに補助事業等実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した経費を証する領収証等の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による書類を受理し、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為があったとき
 - (2) 市長が補助を行うことが不相当と認めるとき
- (その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 28 日告示第 202 号)

この告示は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 16 日告示第 56 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日告示第 100 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日告示第 116 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 10 条関係)

地域材使用報告書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 12 条関係)

補助事業等実績報告書

[別紙参照]